

○「傷病が再発した場合における事務取扱いについて」の実施について

〔 昭和56年12月25日地基企第55号
各支部事務長あて 企画課長 〕

第1次改正 平成4年9月1日地基補第169号
第2次改正 平成6年3月28日地基企第15号
第3次改正 平成15年9月24日地基補第155号
第4次改正 平成16年3月31日地基企第29号
第5次改正 平成30年4月1日地基企第22号

「傷病が再発した場合における事務取扱いについて（昭和56年12月25日地基企第50号）」の実施については、下記事項に留意の上、遺漏のないように願います。

なお、「「傷病が再発した場合における補償等の取扱いについて」の実施について（昭和44年4月11日地基補第211号）」は廃止します。

記

1 について

「公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）又は通勤により生じた傷病がいったん治った後において、その傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至ったこと」とは、当該傷病がいったん治った後に、自然的経過により症状が悪化した場合又は当該傷病について、もはや医療効果が期待できないために治ゆと認定した後に、医学の進歩等により医療効果が期待されうるようになった場合をいい、当該傷病がいったん治った後に、再び別の公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）上の災害又は通勤による災害を受けた場合又はいったん治ゆと認定した当該傷病の当該治ゆ認定に瑕疵があり、実際にはまだ治っていなかった場合は、これに含まれないものであること。

なお、初発傷病と再発傷病とは必ずしも同一の傷病名であることを要しないものであり、また、初発傷病の原因となった事故と相当因果関係をもって発症した傷病についても、再発として取り扱って差し支えないものであること。（第4次改正・一部、第5次改正・一部）

3について

再発認定の請求書は、便宜、補償の請求書等の様式に関する規程に定める「公務災害認定請求書」又は「通勤災害認定請求書」の様式を、再発認定の結果の通知書は、便宜、「公務災害認定通知書」又は「通勤災害認定通知書」の様式を用いるものとし、その際、再発として認定した場合における認定番号は、初発傷病に係る認定番号をそのまま用いるものとする。 (第2次改正・一部)

理事長への協議の際の添付資料について

再発の認定に係る事案で、その取扱いが困難であると支部長の認めたものについて「支部長から理事長に協議すべき事項の指定について（昭和42年12月1日地基第5号）」の記の5により理事長に協議する場合には、次に掲げる資料を添付すること。(第1次改正・一部、第3次改正・一部)

- (1) 初発傷病発生の日時、場所及びこの状況並びにこの傷病名、傷病の部位及びその程度に関する資料
- (2) 初発傷病の治ゆ年月日及び治ゆ時の状況に関する資料
- (3) 再発傷病発生の日時及び場所、その傷病名、傷病の部位及びその程度に関する資料
- (4) 初発傷病の治ゆから再発傷病の発生までの間の経過及び再発時の状況に関する資料
- (5) 医師等の所見、定期健康診断の記録等